公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程

平成21年４月１日
規 程　第 32 号

改正　平成 21 年５月 29 日 規程第 86 号
平成 21 年 11 月 30 日 規程第 89 号
平成 22 年３月 19 日 規程第 92 号
平成 22 年 12 月１日 規程第 11 号
平成 23 年３月 28 日 規程第 5 号
平成 25 年３月 27 日 規程第 5 号
平成 25 年８月 30 日 規程第 10 号
平成 25 年 12 月 17 日 規程第 13 号
平成 26 年３月 25 日 規程第 10 号
平成 27 年１月 13 日 規程第 1 号
平成 27 年３月 27 日 規程第 6 号
平成 28 年３月９日 規程第 1 号
平成 29 年１月 12 日 規程第 1 号
平成 30 年１月 11 日 規程第 1 号
平成 30 年 3 月 29 日 規程第 7 号
平成 31 年 1 月 17 日 規程第 1 号
令和２年１月 28 日 規程第 2 号
令和２年 12 月８日 規程第 20 号
令和３年 11 月 30 日 規程第 5 号
令和５年１月 19 日 規程第 3 号
令和６年１月 18 日 規程第 1 号
令和６年３月 19 日 規程第 7 号
令和７年１月 17 日 規程第 1 号
令和７年３月 10 日 規程第 6 号

（趣旨）

第１条　この規程は、公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第28条の規定に基づき、公立大学法人山形県立保健医療大学（以下「法人」という。）に勤務する職員（職員就業規則第２条第１項に規定する職員（第３条第３項に規定する職員を除く。）をいう。以下同じ。）の給与に関する事項を定める。

（給料）

第２条　給料は、正規の勤務時間による職務に対する報酬であって、管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を除いたものとする。

（給料表）

第３条　給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表（別表第１）
(2) 事務職給料表（別表第２）
２　職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、別に定める。
（職務の級及び号給の決定）
第４条　職員の職務の級は、別に定める基準に従い決定する。
２　新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、別に定める初任給の基準に従い決定する。
３　職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号給は、別に定めるところにより決定する。
４　職員就業規則第22条第２項の規定により採用された職員（以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再雇用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第１項の規定により当該定年前再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、山形県公立大学法人職員勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成21年規程第28号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第２条第２項の規定により定められた当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間等規程第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。
（復職時等における号給の調整）
第５条　休職若しくは休暇のため勤務しなかった職員が、復職し、若しくは再び勤務するに至った場合において、他の職員の権衡上必要があると認めるときは、復職し、若しくは再び勤務するに至った日以後において、その者の号給を調整することができる。
（昇給）
第６条　職員の昇給は、毎年１月１日に、同日前１年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。
２　前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を４号給とすることを標準として別に定める基準に従い決定するものとする。
３　次に掲げる職員の第１項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、別に定める基準に従い決定するものとする。
(1) 55歳を超える職員
(2) 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるもの及びこれに相当するものとして別に定める職員
４　職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
５　職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
６　前各項に規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、別に定める。
（給料の支給方法）
第７条　給料は、月の１日から末日までの期間につき、給料の月額を支給する。
２　給料の支給日は、毎月21日とする。ただし、その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号。以下「祝日法」という。）に規定する休日の場合は、その日前において、その日に最も近い日曜日、土曜日又は祝日法に規定する休日でない日とする。

（新たに職員となった者等の給料の支給方法等）

第８条　新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。ただし、離職した職員が即日職員になったときは、その日の翌日から給料を支給する。

２　職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

３　職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

４　第１項又は第２項の規定により給料を支給する場合であって、前条第１項に規定する月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給料の調整額）

第９条　理事長は、給料月額が、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤労環境その他の勤労条件が同じ職務の級に属する他の職に比して著しく特殊な職に対し適当でないと認めるときは、その特殊性に基づき、給料月額につき適正な調整額表を定める。

２　前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

３　前各項に規定するもののほか、給料の調整額について必要な事項は、別に定める。

（初任給調整手当）

第10条　初任給調整手当は、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で別に定めるものに新たに採用された職員に月額51,600円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日から別に定める期間を経過した日から１年を経過するごとにその額を減じて、支給する。

２　前項の職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて初任給調整手当を支給する。

（管理職手当）

第11条　管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が別に指定するものについて、その職務の特殊性に基づき別に定める基準に従い支給する。

２　管理職手当の月額は、前項に規定する職を占める職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額の100分の25を超えてはならない。

３　第17条、第18条第２項及び第19条の規定は、第１項の規定により管理職手当を支給される者には適用しない。

（扶養手当）

第12条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

２　前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

(1) 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子

(2) 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある孫

(3) 60歳以上の父母及び祖父母

(4) 22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第２条に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）

３　扶養手当の月額は、前項第１号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」とい

う。）については１人につき13,000円、第２号から第５号までのいずれかに該当する扶養親族については6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの及び事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500円）とする。

４　扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の４月１日から22歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

５ 職員は、扶養手当の支給を受けようとするとき、又は支給に係る事実に変更が生じたときは、その旨を法人に届け出なければならない。

６ 扶養手当の支給の開始若しくは終了又は額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月（事由が生じた日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行う。ただし、支給の開始又は額の増額については、前項の規定による届出が事由が生じた日から起算して15日を経過した後にされたときは、届出を受理した日の属する月の翌月から行うものとする。

７　前各号に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第13条　住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1)　自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（法人が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他別に定める職員を除く。）

(2)　第15条第１項又は第３項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第27条において同じ。）が居住するための住宅（法人が設置する公舎その他理事長別に定める住宅を除く。）を借り受け、月額14,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして別に定めるもの

２　住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に定める額の合計額）とする。

(1)　前項第１号に規定する職員　次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア　月額25,000円以下の家賃を支払っている職員　家賃の月額から14,000円を控除した額

イ　月額25,000円を超える家賃を支払っている職員　家賃の月額から25,000円を控除した額の２分の１（その控除した額の２分の１が17,000円を超えるときは、17,000円）を11,000円に加算した額

(2)　前項第２号に規定する職員　前号の規定の例により算出した額の２分の１に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

３　前条第５項及び第６項の規定は、住居手当について準用する。

４　前３項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（通勤手当）

第14条　通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)　通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項から第３項までにおいて「運賃等」という。）を

負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び第３号に掲げる職員を除く。）

(2) 通勤のため自動車その他の交通用具で別に定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）

(3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道２キロメートル未満であるものを除く。）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項及び第５項において「運賃等相当額」という。）

(2) 前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、2,000円以上53,000円を超えない範囲内で別に定める区分に応じた額　（定年前再雇用短時間勤務職員のうち、平均１か月あたりの通勤所要回数が10回に満たない者にあっては、その額から、その額に100分の50を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第３号に掲げる職員　交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して別に定める区分に応じ、前２号に定める額、第１号に定める額又は前号に定める額

３　在勤する事業場の移転に伴い、所在する地域を異にする事業場に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で別に定めるもののうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該事業場の移転の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下第１号、次項及び第５項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第１号、次項及び第５項において同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当　支給単位期間につき、別に定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第５項において「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額

４　前項の規定は、新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第１項第１号又は第３号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして別に定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して別に定める職員に限る。）その他前項の規定に

よる通勤手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が２以上ある場合においては、その合計額）の合計額が150,000円を超える職員等の通勤手当の額は、前３項の規定にかかわらず、当該職員等の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6　通勤手当は、支給単位期間（別に定める通勤手当にあっては、別に定める期間）に係る最初の月の給料の支給日に支給する。

7　通勤手当を支給される職員につき、離職その他の別に定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して別に定める額を返納させるものとする。

8　この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。

9　第12条第５項及び第６項の規定は、通勤手当について準用する。

10　前各項に規定するもののほか、通勤手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（単身赴任手当）

第15条　在勤する事業場の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該事業場の移転の直前の住居から当該事業場の移転の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事業場に通勤することが、通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2　単身赴任手当の月額は、30,000円（別に定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が100km以上である職員にあっては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて別に定める額を加算した額）とする。

3　新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の別に定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事業場に通勤することが通勤距離等を考慮して別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第１項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして別に定める職員には、前２項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

4　第12条第５項及び第６項の規定は、単身赴任手当について準用する。

5　前各項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（特殊勤務手当）

第15条の２　著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるもの

に従事する職員には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

２　特殊勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（給与の減額）

第16条　職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき特に承認のあった場合を除くほか、その勤務しない１時間につき、勤務１時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

２　前項の勤務１時間当たりの給与額とは、給料の月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額をいう。

（時間外勤務手当）

第17条　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

(1)　正規の勤務時間が割り振られた日（次条（第１項を除く。）の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務　100分の125

(2)　前号に掲げる勤務以外の勤務

100分の135

２　定年前再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が７時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて当該各号に定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

３　前２項の規定にかかわらず、公立大学法人山形県立保健医療大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（以下「職員勤務時間等規程」という。）第３条又は第５条第１項の規定により、あらかじめ割り振られた１週間の正規の勤務時間（以下この条において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員には、割振り変更前の正規の勤務時間（割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員が定年前再雇用短時間勤務職員である場合において当該割振り変更前の正規の勤務時間が38時間45分に満たないときは、38時間45分）を超えて勤務した全時間（別に定める場合にあっては、当該時間から別に定める時間を除いた時間）に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

４　正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（職員勤務時間等規程第３条及び第５条第１項の規定に基づく勤務を要しない日における勤務のうち別に定めるものを除く。）　の時間と前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が１箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項及び前項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、その勤務が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては100分の150（当該勤務が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、100分の175）、前項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務である場合にあっては100分の50を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

５　職員勤務時間等規程第７条の２第１項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、その時間が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の150（当該時間が午後10時から翌日の午前５時まで間である場合には、100分の175）から第１項に規定する割合（当該時間が午後10時から翌日の午前５時までの間である場合には、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合、第３項の規定により時間外勤務手当が支給されるべき割振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した時間である場合にあっては100分の50から同項に規定する割合を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

６　第２項に規定する７時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前２項の規 定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第 １項各号で定める割合」とあるのは、「100 分の 100」とする。

（休日勤務手当）

第18条　職員には、正規の勤務日が休日等に当たっても、正規の給与を支給する。

２　休日等において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。正規の勤務時間外に勤務をしても、休日勤務手当は、支給されない。

３　前２項の休日等とは、次に掲げる日をいう。

(1)　祝日法に規定する休日（職員勤務時間等規程第12条の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日に代わる代休日。第22条において「祝日法による休日等」という。）。ただし、職員勤務時間等規程第３条第２項の規定により毎日曜日を勤務を要しない日と定められている職員以外の職員にあっては、祝日法に規定する休日が勤務を要しない日に当たるときは、別に定める日

(2)　１月１日から同月３日まで及び12月29日から同月31日までの日（祝日法に規定する休日以外の日に限るものとし、職員勤務時間等規程第12条の規定により代休日を指定されて、その日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、その日に代わる代休日とする。第22条において「年末年始の休日等」という。）

（夜間勤務手当）

第19条　正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前５時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務時間１時間につき、第20条に規定する勤務１時間当りの給与額の100分の25を夜間勤務手当として支給する。

（勤務１時間当たりの給与額の算出）

第20条　前３条に規定する勤務１時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た時間とする。

（時間外勤務手当等の額の特例）

第21条　職員が、初任給調整手当、寒冷地手当及び特殊勤務手当の支給を受けている場合において、その者の勤務（特殊勤務手当の場合には、当該手当の支給対象となる勤務をいう。）が、第17条から第19条までに規定する給与の支給対象となるものであるときは、これらの規定によ

る給与の額に、別に定める額を加えた額をそれぞれ時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当として支給する。

（管理職員特別勤務手当）

第22条　第11条第１項に規定する管理又は監督の地位にある職員の職のうち理事長が指定するものにある職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他の業務の運営の必要により勤務を要しない日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（次項において「勤務を要しない日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

２　前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前５時までの間（勤務を要しない日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

３　管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前２項に規定する勤務に従事する時間を考慮して別に定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）とする。

(1)　第１項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、12,000円を超えない範囲内において別に定める額

(2)　前項に規定する場合　同項の規定による勤務１回につき、6,000円を超えない範囲内において別に定める額

４　前３項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（期末手当）

第23条　期末手当は、６月１日及び12月１日（以下この条から第25条までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日（次条及び第25条においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125（事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が７級以上であるもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、別に定める職員を除く。第26条において「特定幹部職員」という。）にあっては、100分の105）を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)　６箇月　100分の100

(2)　５箇月以上６箇月未満　100分の80

(3)　３箇月以上５箇月未満　100分の60

(4)　３箇月未満　100分の30

３　定年前再雇用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の70」と、「100分の105」とあるのは「100分の60」とする。

４　第２項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは解雇され、又は死亡した日現在。）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

５　事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が３級以上であるもの並びに同表以外の給

料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該給料表につき別に定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額に職制上の段階、職務の級等を考慮して別に定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（別に定める管理又は監督の地位にある職員にあっては、その額に給料月額に100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額を第２項の期末手当基礎額とする。

（期末手当の不支給）

第24条　次の各号のいずれかに該当する者には、前条第１項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第４号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。

(1)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第40条第４号の規定による懲戒解雇の処分を受けた職員

(2)　基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第23条の規定により解雇された職員（同条第１項第１号に該当して解雇された職員を除く。）

(3)　基準日前１箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前２号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4)　次条第１項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

（期末手当の支給一時差し止め）

第25条　理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1)　離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第６編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

(2)　離職したから当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為　に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、法人に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

２　理事長は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第３号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1)　一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2)　一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して１年を経過した場合

３　前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

４　理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（勤勉手当）

第26条　勤勉手当は、６月１日及び12月１日（以下この項から第３項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前６箇月以内の期間における当該職員の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前１箇月以内に退職し、若しくは解雇され、又は死亡した職員（別に定める職員を除く。）についても、同様とする。

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、別に定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105（特定幹部職員にあっては、100分の125）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再雇用短時間勤務職員　当該定年前再雇用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50（特定幹部職員にあっては、100分の60）を乗じて得た額の総額

３　前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額とする。

４　第23条第５項の規定は、第２項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同第５項中「前項」とあるのは、「第26条第３項」と読み替えるものとする。

５　前２条の規定は、第１項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第１項」とあるのは「第26条第１項」と、同条第１号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第１項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日」とあるのは「支給日（同項に規定する別に定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）と読み替えるものとする

（寒冷地手当）

第27条　寒冷地手当は、毎年11月から翌年３月までの各月の初日（次項において「基準日」という。）に在勤する職員に対して支給する。

２　寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び第12条第１項の扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員にあっては19,800円、その他の世帯主である職員にあっては11,400円とし、その他の職員にあっては8,200円とする。

３　前項において「世帯主である職員」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員で次に掲げるものをいう。

(1) 扶養親族のある職員

(2) 扶養親族のない職員であって、居住のため、一戸を構えているもの又は下宿、寮等の１部屋を専用しているもの

４　第２項の規定の適用については、扶養親族のある職員であって別に定める地域に居住する扶養親族のないもののうち、第15条第１項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（別に定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして別に定めるものは、その他の世帯主である職員とみなす。

５　第２項の規定にかかわらず、本邦外にある職員（別に定める職員を除く。）その他別に定める職員の寒冷地手当の額は、同項の規定による額を超えない範囲内で別に定める額とする。

（定年前再雇用短時間勤務職員についての適用除外）

第28条　第４条第２項及び第３項、第６条、第10条並びに第12条の規定は、定年前再雇用短時間勤務職員には適用しない。

（管理職手当等の支給方法）

第29条　管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当の支給方法に関し必要な事項は、別に定める。

（休職者等の給与）

第30条　職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第２条第２項及び第３項に規定する通勤をいう。第４項において同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第16条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する。

２　職員が前項以外の心身の故障により職員就業規則第16条第１項第１号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満１年（結核性疾病にあっては満２年）に達するまでは、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80を支給することができる。

３　職員が職員就業規則第16条第１項第２号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

４　職員が職員就業規則第16条第１項第３号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。

５　職員が職員就業規則第16条第１項第４号に掲げる事由（次号に掲げる場合を除く。）に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の80以内を支給することができる。

６　職員が職員就業規則第16条第１項第４号に掲げる事由に該当して休職にされ、その原因である災害が業務上の災害又は通勤による災害と認められるときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、住居手当及び寒冷地手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

７　職員就業規則第16条第１項各号の規定により休職された職員には、法律の別段の定めがない限り、第23条、第26条及び前６項に定める給与を除くほか、他のいかなる給与も支給しない。

（給与の支払）

第31条　この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

２　法令又は労使協定（労基法第24条ただし書に規定する協定をいう。）に基づき職員の給与から控除すべき金額がある場合には、前項にかかわらず、その職員に支払うべき給与の額から、

その金額を控除して支払うものとする。

（その他）

第32条　この規程に定めるもののほか、職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この規程は、平成21年４月１日から施行する。

（昇給の特例）

2　平成22年３月31日までの間における第６条第２項及び第３項の適用については、第６条第２項中「４号給」とあるのは「３号給」と、同条第３項中「４号給」とあるのは、「３号給」と「２号給」とあるのは「１号給」とする。

（管理職手当の特例）

3　第11条に規定する管理職手当の額は、平成31年３月31日までの間に係るものに限り、同条第１項の規程により算出した額から当該額に100分の18を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

改正〔平成23年規程第５号〕〔平成25年規程第５号〕〔平成30年規程第７号〕

（引継職員に係る経過措置）

4　公立大学法人山形県立米沢女子短期大学及び公立大学法人山形県立保健医療大学への職員の引継ぎに関する条例（平成20年山形県条例第30号）により山形県職員から引き続き法人の職員となった者（以下「引継職員」という。）のこの規程の施行日（以下「施行日」という。）における職務の級及び号給は、施行日に昇任又は降任をした者を除き、その者が施行日の前日において山形県職員等の給与に関する条例（昭和32年山形県条例第30号。以下「県給与条例」という。）によりその者の属していた級及び号給と同一とする。

5　施行日に昇任又は降任をした引継職員の職務の級及び号給は、施行日の前日において県職員給与条例の規定によりその者の属していた級及び号給を基礎として、第４条の規定を適用した場合に得られる級及び号給とする。

6　施行日の前日までに、県給与条例の規定により認定されていた引継職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、施行日においてこの規程により認定されたものとみなす。

7　施行の日の前日において、引継職員から、山形県に対しなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、施行日において当該引継職員から第31条の規定によりなされたものとみなす。

8　引継職員のうち、施行日の前日において山形県職員等の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年山形県条例第103号。以下「平成17年改正県給与条例」という。）に規定する給料の切替えに伴う経過措置の規定の適用を受けていた者については、給料月額のほか、これらの規定に準じて算出した額の給料を支給する。

9　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、前項の規定に準じて、給料を支給する。

10　前２項の規定による給料を支給される職員に関する第９条第２項及び第23条第５項（第26条第４項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の適用については、第９条第２項中「調整前における給料月額」とあるのは「調整前における給料月額と附則第８項及び

第９項の規定による給料の額との合計額」と、第23条第５項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第８項及び第９項の規定による給料の額との合計額」とする。

11　附則第８項及び第９項の規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についての第11条第２項の規定の適用については、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と附則第８項及び第９項の規定による給料の額との合計額」とする。

（山形県からの派遣職員の給与）

12　公益法人等への職員等の派遣に関する条例（平成13年山形県条例第57号）に基づき、山形県から法人に派遣された職員（以下「県派遣職員」という。）の給与については、この規程の規定にかかわらず、県給与条例その他山形県の関係規定の定めるところにより算定した額に相当する額を支給する。

13　県派遣職員には、前項の規定による給与のほか、平成17年改正県給与条例に規定する給料の切替えに伴う経過措置により算定した額に相当する額を支給する。

14　前２項の規定により、県給与条例その他の山形県関係規定に基づき派遣職員に給与を支給するに当たり、派遣日の前日までに県給与条例の規定により認定されていた県派遣職員にかかる扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当については、支給要件を異にする場合を除いて、派遣日においてこの規程により認定されていたものとみなす。

15　派遣日の前日において、県派遣職員から、山形県に対しなされていた給与の口座振替の申出は、特段の申出がない限り、派遣日において当該県派遣職員から第31条の規定によりなされたものとみなす。

16　前３項に定めるもののほか、県派遣職員に対する給与に関し必要な事項は、別に定める。

（55歳を超える職員の給料月額の減額支給等）

17　平成30年３月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であってその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1)　給料月額　当該特定職員の給料月額に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額に達しない場合（以下この項及び附則第19項から第21項までにおいて「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項、附則第19項及び第20項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2)　期末手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第23条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に

係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第２項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額）

(3) 勤勉手当　それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第26条第４項において準用する第23条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（同項に規定する別に定める管理又は監督の地位にある職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第21項において「勤勉手当減額対象額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第４項において準用する第23条第５項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額減額基礎額に、当該給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に同項に規定する100分の25を超えない範囲内で別に定める割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額。附則第21項において「勤勉手当減額基礎額」という。）に、当該特定職員に支給される勤勉手当に係る第26条第２項前段に規定する割合を乗じて得た額）

(4) 第30条第１項から第６項までの規定により支給される給与　当該特定職員に適用される次に掲げる規定の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　第30条第１項　前各号に定める額

ロ　第30条第２項　第１号に定める額に100分の80を乗じて得た額

ハ　第30条第３項から第６項　第１号に定める額に、これらの項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

給料表	職務の級
教育職給料表	４級
事務職給料表	６級

追加〔平成21年規程第86号〕、改正〔平成22年規程第11号〕

18　前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となった場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔平成22年規程第11号〕

19　附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第16条第１項に規定する勤務１時間当たりの給与額は、同条第２項の規定にかかわらず、同項の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除し

て得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年規程第11号〕

20　附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第17条から第19条までに規定する勤務１時間当たりの給与額は、第20条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を１週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから別に定める時間を減じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年規程第11号〕

21　附則第17項の規定が適用される間、第26条第２項第１号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第17項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に100分の1.2375（特定幹部職員にあっては、100分の1.5375）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、勤勉手当減額基礎額に100分の82.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。

追加〔平成22年規程第11号〕

22　平成26年４月１日において45歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、当該職員の平成19年１月１日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における県給与条例第６条第１項の規定による昇給その他の号給数の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）並びに平成25年４月１日における号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして別に定める職員の平成26年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給（同日において39歳である職員のうち、当該職員の調整考慮事項を考慮しても特に調整があるものとして別に定める職員にあっては、２号給）上位の号給とする。

追加〔平成25年規程第５号〕、改正〔平成26年規程第10号〕

（給与の臨時特例）

23　職員の給与を下記のとおり臨時的に減額する。

(1)　第３条第１項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員に対する給料月額（附則第８項、第９項及び第13項の規定による給料を含む。以下この項において同じ。）の支給に当たっては、平成25年９月１日から平成26年３月31日までの間（以下「臨時特例期間」という。）に限り、給料月額から、給料月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表	２級以下	100分の4.6
	３級	100分の7.7
	４級	100分の9.77
事務職給料表	２級以下	100分の4.6
	３級から６級まで	100分の7.7

	７級以上	100分の9.77

(2) 職員の管理職手当の額は、臨時特例期間に係るものに限り、第11条第１項及び附則第３項の規定にかかわらず、第11条第１項の規定により算出した額から当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

(3) 第30条第１項から第６項までの規定により支給される給料の支給に当たっては、臨時特例期間に限り、当該給料の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額（その額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を減ずる。

イ　第30条第１項　第１項に定める額

ロ　第30条第２項　第１項に定める額に、100分の80を乗じて得た額

ハ　第30条第３項から第６項　第１項に定める額に、これらの項の規定により当該職員に支給される給料に係る割合を乗じて得た額

(4) 附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第１項及び前項の規定の適用については、臨時特例期間に限り、第１項中「給料月額に」とあるのは「給料月額から附則第17項第１号に定める額に相当する額を減じた額に」と、前項各号中「第１項に」とあるのは「次項の規定により読み替えられた第１項に」とする。

追加〔平成25年規程第10号〕

（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）

24　当分の間、公立大学法人山形県立保健医療大学職員就業規則（平成21年規則第２号。以下「職員就業規則」という。）第21条第１項第２号に規定する職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第26項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第４条第１項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第２項及び第３項並びに第６条第２項及び第３項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

25　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）　臨時的に雇用される職員その他の法律により期限を定めて雇用される職員

（２）　職員就業規則第22条第１項の規定により勤務している職員（職員就業規則第19条第１項第２号に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

（３）　職員就業規則第21条第５項若しくは第６項の規定により職員就業規則第21条第５項に規定する異動期間（職員就業規則第21条第６項の規定により延長された期間を含む。）を延長された職員就業規則第21条第２項に規定する職を占める職員

26　職員就業規則第21条第第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第28項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員には、当分の間、特定日以後、附則第24項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

27　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第４条第１項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第４条第１項の規定により当該職員等の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

28　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第24項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第26項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、同項及び附則第27項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

29　附則第26項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第24項の規定の適用を受ける職員であって、雇用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、別に定めるところにより、附則第26項から前項までの規定に準じて算出した額を給料として支給する。

30　附則第26項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第23条第5項（第26条第4項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、第23条第5項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第26項、第28項又は第29項の規定による給料の額との合計額」とする。

31　附則第24項から前項までに定めるもののほか、附則第24項の規定による給料月額、附則第26項の規定による給料その他附則第24項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、別に定める。

追加〔令和６年規程第７号〕

附　則　（平成21年５月29日規程第86号）

1　この規程は、平成21年５月29日から施行する。

附　則　（平成21年11月30日規程第89号）

（施行期日）

1　この規程は、平成 21 年 12 月１日から施行する。ただし、第２条の規定は平成 22 年４月１日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第 23 条第２項、第４項及び第５項まで（公立大学法人職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成 21 年４月規程第 39 号）第 25 条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）若しくは第 30 条第１項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1)　平成 21 年４月１日（同月２日から同年 12 月１日までの間に職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮し

て別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（給与規程第 15 条第２項に規定する別に定める額を除く。）の月額の合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	１級	１号給から32号給まで
	２級	１号給から12号給まで
事務職給料表	１級	１号給から56号給まで
	２級	１号給から24号給まで
	３級	１号給から８号給まで

(2) 平成21年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

3　前２項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附　則　（平成22年3月19日規程第92号）

（施行期日）

1　この規程は、平成22年４月１日から施行する。

附　則　（平成22年12月１日規程第11号）

（施行期日）

1　この規程は、平成22年12月１日から施行する。ただし、第２条及び附則第４項の規定は平成23年４月１日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2　平成22年12月に支給する期末手当の額は、第１条の規定による改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第23条第２項、第４項及び第５項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成22年４月１日（同月２日から同年12月１日までの間に職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の給料表欄、職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規程附則第17項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けない職員に限る。）からこの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（平成22年４月１日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して別に定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が２以上あるときは、当該日のうち別に定める日））において減額改定対象職員が受けるべき給料、初任給調整手当、管理職手当、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当（公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第15条第２項に規定する別に定める額を除く。）の合計額に100分の0.13を乗じて得た額に、

平成22年４月からこの規程の施行の日の属する月の前月までの月数（同年４月１日からこの規程の施行の日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の別に定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

給料表	職務の級	号給
教育職給料表	１級	１号給から72号給まで
	２級	１号給から52号給まで
	３級	１号給から40号給まで
	４級	１号給から12号給まで
事務職給料表	１級	１号給から93号給まで
	２級	１号給から64号給まで
	３級	１号給から48号給まで
	４級	１号給から32号給まで
	５級	１号給から24号給まで
	６級	１号給から16号給まで
	７級	１号給から４号給まで

(2) 平成22年６月１日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して別に定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.13を乗じて得た額

（平成22年４月１日前に55歳に達した職員に関する読替え）

3　平成22年４月１日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規程附則第17項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の４月１日」とあるのは「公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程等の一部を改正する規程（平成22年規程第11号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の４月１日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年４月１日における号給の調整）

4　平成23年４月１日において43歳に満たない職員（同日においてその職務の級における最高の号給を受ける職員を除く。）のうち、平成22年１月１日において給与規程第６条第１項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して別に定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして別に定める職員の平成23年４月１日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の１号給上位の号給とする。

5　附則第２項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附　則　（平成23年３月28日規程第５号）

1　この規程は、平成23年４月１日から施行する。

附　則　（平成 25 年３月 27 日規程第５号）

（施行期日）

1　この規程は、平成25年４月１日から施行する。

附　則　（平成 25 年８月 30 日規程第 10 号）

（施行期日）

1　この規程は、平成25年９月１日から施行する。

附　則　（平成 25 年 12 月 17 日規程第 13 号）

（施行期日）

1　この規程は、平成26年１月１日から施行する。

附　則　（平成 26 年３月 25 日規程第 10 号）

（施行期日）

1　この規程は、平成26年４月１日から施行する。

附　則　（平成27年１月13日規程第１号）

（施行期日）

1　この規程は、平成27年１月13日から施行し、平成26年４月１日から適用する。

（平成26年12月に支給する勤勉手当）

2　平成26年12月に支給する勤勉手当に関する公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第26条第２項及び附則第21項の規定の適用については、同条第２項第１号中「100分の60」とあるのは「100分の80」と、「100分の80」とあるのは「100分の100」と、同項第２号中「100分の30」とあるのは「100分の40」と、「100分の40」とあるのは「100分の50」と、給与規程附則第21項中「100分の0.9」とあるのは「100分の1.2」と、「100分の1.2」とあるのは「100分の1.5」と、「100分の60」とあるのは「100分の80」と、「100分の80」とあるのは「100分の100」とする。

（給与の内払）

3　改正後の給与規程又は附則第２項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、改正前の給与規程又は附則第２項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第２項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　（平成27年３月27日規程第６号）

（施行期日）

1　この規程は、平成27年４月１日から施行する。

（施行日前の異動者の号給の調整）

2　平成27年４月１日（以下「施行日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給料の切替えに伴う経過措置）

3　施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）附則第８項の規定による給料を支給される職員その他別に定める職員を除く。）には、平成30年３月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（給与規程附則第17項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再雇用職員（給与規程第４条第４項に規定する再雇用職員をいう。以下同じ。）を除く。）のうち、その職務の級が給与規程附則第17項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者（以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の４月１日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の４月１日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。

４　施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員（給与規程附則第８項の規定による給料を支給される職員を除く。）について、任用の事情等を考慮して前項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、前項の規定に準じて、給料を支給する。

５　前２項の規定による給料を支給される職員に関する給与規程第23条第５項（給与規程第26条第４項において準用する場合。以下この項において同じ。）の規定の適用については、給与規程第23条第５項中「給料月額」とあるのは、「給料月額と附則第３項及び第４項の規定による給料の額との合計額」とする。

附　則　（平成28年３月９日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成28年３月９日から施行する。ただし、第１条中公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第26条第２項及び附則第21項の改正規定並びに第２条の規定は、平成28年４月１日から施行する。

２　第１条の規程（給与規程第10条第１項、別表第１及び別表第２の改正規定に限る。附則第５項において同じ。）による改正後の給与規程（同項において「改正後の給与規程」という。）の規定及び次項の規定は、平成27年４月１日から適用する。

（平成27年12月に支給する勤勉手当）

３　平成27年12月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項及び附則第21項の規定の適用については、同条第２項第１号中「100分の70」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の105」と、同項第２号中「100分の35」とあるのは「100分の40」と、「100分の45」とあるのは「100分の50」と、給与規程附則第21項中「100分の1.05」とあるのは「100分の1.275」と、「100分の1.35」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の70」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の105」とする。

（適用日前の異動者の号給の調整）

４　平成27年４月１日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の給与規程又は附則第３項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　（平成29年１月12日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成29年１月12日から施行する。ただし、公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条第２項第２号の改正規程、同項第３号を第４号とし、第４号を第５号とし、第２号の次に１号を加える改正規程、同条第３項の改正規程、第26条第２項の改正規程及び附則第21項の改正規定は、平成29年４月１日から施行する。

２　この規程（給与規程第10条第１項、別表第１及び別表第２の改正規定に限る。附則第５項において同じ。）による改正後の給与規程（同項において「改正後の給与規程」という。）の規定及び次項の規定は、平成28年４月１日から適用する。

（平成28年12月に支給する勤勉手当）

３　平成28年12月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項及び附則第21項の規定の適用については、同条第２項第１号中「100分の77.5」とあるのは「100分の87.5」と、「100分の97.5」とあるのは「100分の107.5」と、同項第２号中「100分の37.5」とあるのは「100分の42.5」と、「100分の47.5」とあるのは「100分の52.5」と、給与規程附則第21項中「100分の1.1625」とあるのは「100分の1.3125」と、「100分の1.35」とあるのは「100分の1.575」と、「100分の70」とあるのは「100分の85」と、「100分の90」とあるのは「100分の105」とする。

（適用日前の異動者の号給の調整）

４　平成28年４月１日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第３項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

（平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）

６　平成29年４月１日から平成30年３月31日までの間は、この規定による改正後の給与規程（以下「改正後の給与規程」という。）第12条第３項の規定の適用については、同項中「前項第１号及び前項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）については１人につき6,500円（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの及び事務職給与表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500円）、前項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき10,000円」とあるのは「前項第１号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については10,000円、同項第２号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については１人につき8,400円（職員等に配偶者がない場合にあっては、そのうち１人については10,000円）、同項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については１人につき6,500円（職員等に配偶者及び扶養親族たる子がない場合にあっては、そのうち１人については9,000円）」とする。

（平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間における扶養手当に関する特例）

７　平成30年４月１日から平成31年３月31日までの間は、改正後の給与規程第12条第３項の規定の適用については、同項中「前項第１号及び前項第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」とあるのは「前項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（教育職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が４級であるもの及び事務職給与表の適用を受ける職員でその職務の級が８級であるものにあっては、3,500円）、前項第２号」とあるのは「、同項第２号」とする。

附　則　（平成30年１月11日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成30年１月11日から施行する。ただし、公立大学法人山形県立保健医療大学

職員給与規程（以下「給与規程」という。）第10条第１項の改正規程は平成30年４月１日から施行する。

２　平成29年１月12日規程第１号附則第６号の改正規定は平成29年４月１日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当）

３　平成29年12月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項及び附則第21項の規定の適用については、同条第２項第１号中「100分の82.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の112.5」と、同項第２号中「100分の40」とあるのは「100分の45」と、「100分の50」とあるのは「100分の55」と、給与規程附則第21項中「100分の1.2375」とあるのは「100分の1.3875」と、「100分の1.5375」とあるのは「100分の1.6875」と、「100分の82.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の112.5」とする。

（適用日前の異動者の号給の調整）

４　平成29年４月１日（以下この項において「適用日」という。）前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の適用日における号給については、その者が適用日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（給与の内払）

５　改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第３項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　（平成30年３月29日規程第７号）

（施行期日等）

１　この規程は平成30年３月29日から施行し、平成29年４月１日から適用する。

附　則　（平成31年１月17日規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、平成31年１月17日から施行する。ただし、第10条第１項、別表第１及び別表第２の改正規定は、平成30年４月１日から適用する。

（平成30年12月に支給する勤勉手当）

２　平成30年12月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項の適用については、同条第２項第１号中「100分の87.5」とあるのは「100分の92.5」と、「100分の107.5」とあるのは「100分の112.5」と、同項第２号中「100分の42.5」とあるのは「100分の47.5」と、「100分の52.5」とあるのは「100分の57.5」とする。

（給与の内払）

３　改正後の給与規程又は附則第２項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第２項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第２項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　（令和２年１月28日規程第２号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和２年１月28日から施行する。ただし、第13条の規定は令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の第21条、別表第１及び別表第２の規定は、平成31年４月１日から適用する。

（令和元年12月に支給する勤勉手当）

３　令和元年12月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項の適用については、同条第２項第１号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、「100分の110」とあるのは「100分の115」とする。

（給与の内払）

４　改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第３項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第３項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則　（令和２年12月８日規程第20号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和２年12月８日から施行する。ただし、改正後の第２条、第15条の２及び第21条の規定は令和２年４月18日から適用する。

（令和２年12月に支給する期末手当）

２　令和２年12月に支給する期末手当に関する改正後の第23条第２項及び第３項の規定の適用については、同項中「100分の125」とあるのは「100分の122.5」と、「100分の105」とあるのは「100分の102.5」とする。

附　則　（令和３年11月30日規程第５号）

（施行期日）

１　この規程は、令和３年11月30日から施行する。

（令和３年12月に支給する期末手当）

２　令和３年12月に支給する期末手当に関する改正後の第23条第２項及び第３項の規定の適用については、同条第２項及び第３項中「100分の120」とあるのは「100分の115」と、「100分の100」とあるのは「100分の95」と、第３項中「100分の67.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」とする。

附則　（令和５年１月19日　規程第３号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和５年１月19日から施行する。ただし、改正後の別表第１及び別表第２の規定は、令和４年４月１日から適用する。

（令和４年12月に支給する勤勉手当）

２　令和４年 12 月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項の適用については、同条第２項第１号中「 100 分の 92.5 」とあるのは「 100 分の 102.5 」と、「 100 分の 112.5 」とあるのは「 100 分の 122.5 」と、同項第２号中「100分の45.5」とあるのは、「100分の50」と、「100分の55.5」とあるのは、「100分の60」とする。

（給与の内払）

３　改正後の給与規程又は附則第２項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第２項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第２項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則　（令和６年１月18日　規程第１号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和６年１月18日から施行する。ただし、改正後の第10条、別表第１及び別表第２の規定は、令和５年４月１日から適用する。

（令和５年12月に支給する期末手当）

２　令和５年 12 月に支給する期末手当に関する給与規程第23条第２項の適用については、「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「 100 分の102.5 」とあるのは「 100 分の105 」と、

同条３項中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」と、「100分の68.75」とあるのは、「100分の70」と、「100分の102.5」とあるのは「100分の105」と、「100分の58.75」とあるのは、「100分の60」とする。

（令和５年12月に支給する勤勉手当）

３　令和５年 12 月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項の適用については、同条第２項第１号中「100分の100」とあるのは「100分の102.5」と、「100分の120」とあるのは「100分の122.5」と、同項第２号中「100分の48.75」とあるのは、「100分の50」と、「100分の58.75」とあるのは、「100分の60」とする。

（給与の内払）

４　改正後の給与規程又は附則第２項及び第３項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第２項及び第３項の規定による読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第２項及び第３項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附　則（令和６年３月19日規程第７号）

１　この規程は令和６年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　暫定再雇用職員（改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員再雇用等規程（以下「新職員再雇用等規程」という。）附則第３条第１項又は附則第４条第１項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）（新職員再雇用等規程附則第４条第１項に規定する短時間の職を占める暫定再雇用職員（以下「暫定再雇用短時間勤務職員」という。）を除く。以下この項及び次項において同じ。）の給料月額は、当該暫定再雇用職員が改正後の公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「新職員給与規程」という。）第４条第４項に規定する定年前再雇用短時間勤務職員(以下「定年前再雇用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新職員給与規程第３条第１項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新職員給与規程第４条第１項の規定により当該暫定再雇用職員の属する職務の級に応じた額とする。

３　公立大学法人山形県立保健医療大学職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成21年規程第39号）第16条に規定する育児短時間勤務をしている暫定再雇用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、公立大学法人山形県立保健医療大学職員育児休業、介護休業等に関する規程（平成21年規程第39号）第24条の規定により定められた当該暫定再雇用職員の勤務時間を公立大学法人山形県立保健医療大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成21年規程第38号）第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4　暫定再雇用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再雇用短時間勤務職員が定年前再雇用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新職員給与規程第３条第１項に規定する給料表の定年前再雇用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新職員給与規程第４条第１項の規定により当該暫定再雇用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、公立大学法人山形県立保健医療大学職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程（平成21年規程第38号。以下「職員勤務時間等規程」という。）第２条第２項の規定により定められた当該暫定再雇用短時間勤務職員の勤務時間を職員勤務時間等規程第２条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5　暫定再雇用短時間勤務職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新職員給与規程第14条第２項、第17条第２項並びに第３項の規定を適用する。

6　暫定再雇用職員は、定年前再雇用短時間勤務職員とみなして、新職員給与規程第23条第３項の規定を適用する。

7　新職員給与規程第26条第1項の職員に暫定雇用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第２項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び改正後の山形県公立大学法人職員再雇用等規程附則第３条第１項又は附則第４条第１項の規定により採用された職員(次号において「暫定再雇用職員」という。)」と、同項第２号中「定年前再雇用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再雇用短時間勤務職員及び暫定再雇用職員」とする。

8　新職員給与規程第４条第２項及び第３項、第６条、第10条、第12条、第13条並びに第27条の規定は、暫定再雇用職員には適用しない。

9　第２項から前項までに定めるもののほか、暫定再雇用職員の給与に関し必要な事項は、別に定める。

附則　（令和７年１月17日　規程第１号）

（施行期日等）

1　この規程は、令和７年１月17日から施行する。ただし、改正後の第10条、第27条、別表第１及び別表第２の規定は、令和６年４月１日から適用する。

（令和６年12月に支給する期末手当）

2　令和６年 12 月に支給する期末手当に関する給与規程第23条第２項の適用については、「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「 100 分の105 」とあるのは「 100 分の107.5 」と、同条３項中「100分の125」とあるのは「100分の127.5」と、「100分の70」とあるのは、「100分の71.25」と、「100分の105」とあるのは「100分の107.5」と、「100分の60」とあるのは、「100分の61.25」とする。

（令和６年12月に支給する勤勉手当）

3　令和６年 12 月に支給する勤勉手当に関する給与規程第26条第２項の適用については、同条第２項第１号中「100分の105」とあるのは「100分の110」と、「100分の125」とあるのは「100分の130」と、同項第２号中「100分の50」とあるのは、「100分の51.25」と、「100分の60」とあるのは、「100分の61.25」とする。

（給与の内払）

4　改正後の給与規程又は附則第２項及び第３項の規定による読替え後の給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の給与規程又は附則第２項及び第３項の規定によ

る読替え前の給与規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与規程又は附則第２項及び第３項の規定による読替え後の給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附則　（令和７年３月10日　規程第６号）

（施行期日等）

１　この規程は、令和７年４月１日から施行する。ただし、第24条第１項第３号、第25条第１項第１号及び第２項第１号の規定は令和７年６月１日から施行する。

（号給の切替え）

２　この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程（以下「給与規程」という。）の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給という。）に応じて同表に定める号給とする。

（令和８年３月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

３　施行日から令和８年３月 31 日までの間における改正後の給与規程（以下「改正後給与規程」という。）第 12 条の規定の適用については、同条第２項中「(5)重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）」とあるのは「(5)重度心身障がい者（心身の障がい（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条第 1 号に規定する障害をいう。）の程度が終身労務に服することができない程度である者をいう。）(6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第 3 項中「13,000 円」とあるのは「11,500 円」と、「とする」とあるのは「、前項第 6 号に該当する扶養親族については 3,000 円とする」とする。

（通勤手当及び単身赴任手当に関する経過措置）

４　改正後給与規程第 14 条第 4 項及び第 15 条第 3 項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（寒冷地手当に関する経過措置）

５　施行日から令和 8 年 3 月 31 日までの間における改正後給与規程第 27 条の規定の適用については、同条中「扶養親族（配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び」とあるのは、「扶養親族（」とする。

（人の資格に関する経過措置）

６　拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の規則又は規程の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の規則又は規程の規定の例によることとされる人の資格に関する規則又は規程の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（公立大学法人山形県立保健医療大学職員給与規程の一部改正に伴う経過措置）

７　刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和 4 年法律第能号）並びにこの規程の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、改正後給与規程第 24 条第１項第３号、第 25 条第

１項第１号及び第２項第１号規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

附則別表

号給の切替表

イ　教育職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給		
	２級	３級	４級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	2
24	12	8	2
25	13	9	2
26	14	10	2
27	15	11	3
28	16	12	3
29	17	13	3
30	18	14	3
31	19	15	4
32	20	16	4
33	21	17	4
34	22	18	4
35	23	19	5
36	24	20	5
37	25	21	5
38	26	22	5
39	27	23	6
40	28	24	6
41	29	25	6
42	30	26	6
43	31	27	7
44	32	28	7
45	33	29	7
46	34	30	7
47	35	31	8
48	36	32	8
49	37	33	8
50	38	34	8

51	39	35	9
52	40	36	9
53	41	37	9
54	42	38	9
55	43	39	10
56	44	40	10
57	45	41	10
58	46	42	10
59	47	43	11
60	48	44	11
61	49	45	11
62	50	46	11
63	51	47	12
64	52	48	12
65	53	49	12
66	54	50	12
67	55	51	13
68	56	52	13
69	57	53	13
70	58	54	13
71	59	55	14
72	60	56	14
73	61	57	14
74	62	58	14
75	63	59	14
76	64	60	15
77	65	61	15
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

ロ　事務職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給					
	３級	４級	５級	６級	７級	８級
1	1	1	1	1	1	1

2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	

53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					
103	99					

104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

別表第１

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額
		円	円	円	円
	1	265,400	345,500	399,600	468,400
	2	267,600	347,100	401,300	477,300
	3	269,700	348,700	402,800	485,800
	4	271,700	350,300	404,100	494,000
	5	273,500	351,800	405,300	502,400
	6	275,000	353,400	406,300	510,300
	7	276,500	355,000	407,300	517,700
	8	278,100	356,700	408,300	524,800
	9	279,900	358,100	409,300	531,600
	10	281,900	360,100	410,400	537,900
	11	284,000	362,100	411,500	542,700
	12	286,000	364,200	412,600	546,200
	13	288,000	366,000	413,700	549,800
	14	290,300	367,600	414,800	553,000
	15	292,400	369,300	416,000	556,100
	16	294,500	370,900	417,100	558,600
	17	296,500	372,200	418,200	560,800
	18	299,200	373,700	419,300	
	19	301,900	375,100	420,400	
	20	304,600	376,500	421,700	
	21	307,200	377,800	422,700	
	22	309,700	379,000	423,800	
	23	312,100	380,200	424,900	
	24	314,300	381,300	426,100	
	25	316,600	382,500	427,000	
	26	318,600	383,900	428,100	
	27	320,600	385,200	429,300	
	28	322,600	386,500	430,300	
	29	324,700	387,800	431,300	
	30	326,600	389,200	432,400	
	31	328,500	390,500	433,500	
	32	330,500	391,800	434,600	
	33	332,300	393,100	435,700	
	34	334,200	394,300	436,900	
	35	336,200	395,600	438,100	
	36	338,100	396,700	439,300	
	37	339,800	397,800	440,000	
	38	341,000	399,000	440,900	
	39	342,100	400,100	441,800	
	40	343,300	401,200	442,700	
	41	343,900	402,400	443,500	
	42	344,300	403,600	444,400	
	43	344,700	404,800	445,300	
	44	345,100	405,900	446,100	
	45	345,700	406,900	446,800	
	46	346,200	407,900	447,700	

	47	346,700	409,000	448,700	
	48	347,100	409,900	449,600	
	49	347,500	411,100	450,500	
	50	347,900	412,500	451,500	
	51	348,300	413,900	452,500	
	52	348,700	415,400	453,400	
	53	349,200	416,200	454,400	
	54	349,600	417,200	455,400	
	55	350,000	418,200	456,400	
	56	350,400	419,300	457,400	
	57	350,800	420,300	458,300	
	58	351,200	421,100	459,200	
	59	351,600	421,900	460,100	
	60	352,000	422,600	461,200	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員等	61	352,400	423,300	462,000	
	62	352,800	424,200	462,400	
	63	353,200	425,000	463,000	
	64	353,600	425,600	463,600	
	65	354,000	426,200	464,200	
	66	354,400	426,600	464,900	
	67	354,800	426,900	465,200	
	68	355,200	427,200	465,800	
	69	355,600	427,500	466,200	
	70	356,200	427,800	466,500	
	71	356,600	428,000	466,800	
	72	357,000	428,300	467,100	
	73	357,300	428,500	467,400	
	74	357,800	428,800		
	75	358,200	429,100		
	76	358,600	429,400		
	77	359,000	429,600		
	78	359,500	429,900		
	79	360,000	430,200		
	80	360,500	430,500		
	81	361,000	430,700		
	82	361,700	431,000		
	83	362,500	431,300		
	84	363,200	431,600		
	85	363,800	431,800		
	86	364,400	432,100		
	87	365,000	432,400		
	88	365,600	432,600		
	89	366,100	432,800		
	90	366,500	433,100		
	91	367,000	433,400		
	92	367,400	433,600		
	93	367,800	433,800		
	94	368,200			
	95	368,700			
	96	369,100			
	97	369,700			

	98	370,200			
	99	370,600			
	100	371,100			
	101	371,500			
	102	372,000			
	103	372,300			
	104	372,700			
	105	373,200			
	106	373,600			
	107	374,100			
	108	374,600			
	109	375,000			
	110	375,500			
	111	376,000			
	112	376,400			
	113	376,800			
	114	377,200			
	115	377,600			
	116	378,000			
	117	378,400			
	118	378,800			
	119	379,200			
	120	379,600			
	121	379,900			
	122	380,300			
	123	380,800			
	124	381,100			
	125	381,500			
	126	382,000			
	127	382,600			
	128	383,000			
	129	383,400			
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		292,400	303,600	326,100	412,300

備考　この表は、職員のうち教授、准教授、講師、助教及び助手に適用する。

別表第２

事務職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額	７級 給料月額	８級 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600	414,500	465,300
	2	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400	416,400	470,900
	3	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000	418,300	476,000
	4	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600	420,200	480,700
	5	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200	422,000	484,800
	6	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100	423,900	488,400
	7	193,100	242,700	275,400	311,400	336,800	370,600	425,700	491,400
	8	194,700	244,300	276,400	312,600	338,500	372,200	427,500	493,900

	9	196,400	245,800	277,500	313,800	340,100	373,600	429,100	496,000
	10	198,200	247,200	278,500	315,400	341,800	375,200	430,600	
	11	199,800	248,600	279,500	317,100	343,600	376,900	432,200	
	12	201,400	250,100	280,600	318,700	345,200	378,400	433,700	
	13	203,200	251,300	281,600	320,200	346,700	380,300	435,300	
	14	204,900	252,500	282,900	321,800	348,300	382,200	436,600	
	15	206,600	253,700	284,200	323,500	350,000	384,200	437,900	
	16	208,400	254,900	285,500	325,100	351,500	386,000	439,100	
	17	209,800	256,000	286,800	326,600	352,900	387,600	440,300	
	18	211,400	257,200	288,100	328,300	354,600	389,400	441,600	
	19	213,000	258,300	289,300	330,000	356,300	391,100	442,900	
	20	214,500	259,400	290,600	331,600	357,900	392,700	444,200	
	21	216,200	260,400	291,700	333,000	359,100	394,500	445,400	
	22	217,800	261,400	292,900	334,700	360,600	395,900	446,200	
	23	219,500	262,400	294,200	336,500	362,100	397,300	447,000	
	24	221,200	263,400	295,500	338,100	363,700	398,700	447,800	
	25	222,900	264,500	296,900	339,300	365,400	400,100	448,400	
	26	224,700	265,400	297,900	341,200	367,200	401,300	449,100	
	27	226,200	266,300	298,900	343,000	368,900	402,500	449,700	
	28	227,800	267,200	300,000	344,600	370,700	403,600	450,300	
	29	229,100	268,000	301,100	346,100	372,100	404,700	451,000	
	30	230,200	268,800	302,300	347,700	373,400	405,900	451,800	
	31	231,400	269,600	303,500	349,400	374,700	407,100	452,200	
	32	232,500	270,500	304,700	351,000	376,100	408,200	452,900	
	33	233,600	271,200	305,900	352,700	377,200	408,900	453,400	
	34	234,700	272,000	307,200	354,600	378,100	409,600	453,800	
	35	235,800	272,800	308,500	356,400	379,100	410,300	454,200	
	36	236,900	273,500	309,900	358,200	380,200	411,000	454,600	
定年前再雇用短時間勤務職員以外の職員等	37	238,100	274,200	311,200	359,700	381,000	411,600	455,000	
	38	239,100	275,000	312,500	361,100	382,000	412,200	455,400	
	39	240,100	275,800	313,800	362,600	382,900	412,700	455,800	
	40	241,000	276,500	315,100	364,000	383,700	413,100	456,200	
	41	241,900	277,300	316,500	365,500	384,500	413,500	456,500	
	42	242,800	278,100	317,800	366,300	385,300	413,700	456,900	
	43	243,600	278,900	319,100	367,400	386,100	414,000	457,200	
	44	244,500	279,600	320,200	368,400	386,800	414,300	457,500	
	45	245,200	280,300	321,100	369,300	387,500	414,600	457,800	
	46	245,800	281,000	322,400	370,400	388,200	414,900		
	47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200		
	48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500		
	49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800		
	50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100		
	51	248,800	284,600	328,800	374,600	391,400	416,400		
	52	249,300	285,300	330,100	375,200	392,100	416,700		
	53	249,800	285,900	331,400	375,600	392,500	416,900		

	54	250,200	286,600	332,500	376,200	393,100	417,200		
	55	250,600	287,200	333,600	377,000	393,700	417,500		
	56	250,900	287,900	334,700	377,700	394,300	417,800		
	57	251,200	288,500	335,400	378,000	394,700	418,000		
	58	251,500	289,200	336,300	378,700	395,300	418,300		
	59	251,800	289,800	337,100	379,400	395,900	418,600		
	60	252,100	290,600	337,900	380,000	396,400	418,800		
	61	252,400	291,200	338,700	380,300	396,800	419,000		
	62	252,700	291,900	339,100	380,800	397,400	419,300		
	63	253,000	292,500	339,700	381,500	397,900	419,600		
	64	253,300	293,000	340,500	382,100	398,400	419,800		
	65	253,600	293,500	341,300	382,400	398,700	420,000		
	66	253,900	294,100	342,000	383,000	399,100	420,300		
	67	254,200	294,600	342,700	383,700	399,500	420,600		
	68	254,500	295,200	343,300	384,300	399,900	420,800		
	69	254,800	295,700	343,800	384,700	400,200	421,000		
	70	255,100	296,200	344,400	385,200	400,500	421,300		
	71	255,400	296,900	344,900	385,800	400,800	421,600		
	72	255,700	297,500	345,500	386,300	401,000	421,800		
	73	256,000	298,000	345,800	386,800	401,200	422,000		
	74	256,300	298,500	346,300	387,400	401,600			
	75	256,600	298,900	346,700	387,900	401,900			
	76	256,900	299,300	347,100	388,200	402,100			
	77	257,300	299,400	347,500	388,600	402,300			
	78	257,600	299,700	348,000	389,200	402,600			
	79	257,900	299,900	348,500	389,600	402,900			
	80	258,200	300,200	349,000	390,000	403,100			
	81	258,500	300,400	349,300	390,400	403,300			
	82	258,800	300,600	349,700	390,900	403,600			
	83	259,100	300,900	350,200	391,300	403,900			
	84	259,400	301,100	350,600	391,700	404,100			
	85	259,700	301,400	350,900	392,000	404,300			
	86	260,000	301,700	351,300					
	87	260,300	302,000	351,700					
	88	260,600	302,300	352,100					
	89	260,900	302,600	352,300					
	90	261,200	303,000	352,700					
	91	261,500	303,300	353,200					
	92	261,800	303,700	353,600					
	93	262,100	303,800	353,700					
	94		304,000	354,200					
	95		304,400	354,600					
	96		304,800	354,900					
	97		305,000	355,200					
	98		305,300	355,600					

	99		305,700	356,000					
	100		306,100	356,400					
	101		306,300	356,900					
	102		306,600	357,300					
	103		306,900	357,700					
	104		307,200	358,100					
	105		307,400	358,600					
	106		307,700	359,000					
	107		308,000	359,300					
	108		308,300	359,600					
	109		308,500	360,100					
	110		308,900						
	111		309,400						
	112		309,700						
	113		309,800						
	114		310,100						
	115		310,400						
	116		310,800						
	117		311,000						
	118		311,200						
	119		311,500						
	120		311,800						
	121		312,200						
	122		312,400						
	123		312,700						
	124		313,000						
	125		313,300						
定年前再雇用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500	368,200	402,300

備考　この表は、他の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。